



日本弁理士会 副会長
真田 有

継続研修開始

今月のことば

monthly word

1. はじめに

いよいよ平成20年4月から我々既登録弁理士に対する継続研修が開始された。

この継続研修は、知的財産専門サービスに対するニーズが多様化し、弁理士の役割の重要性が一層高まるなかで、弁理士が知的財産に関する専門職として多様なニーズに適確に対応でき、更には弁理士の資質の維持向上を図るために、昨年弁理士法が改正されたことに伴い導入されたものである。

以下、この継続研修の内容と実施計画及び状況について述べる。

2. 継続研修の内容

(1) 継続研修の研修期間と必要単位数

研修期間は、5年間（4月1日始まり。）毎の周期で繰り返され、登録年度によってA～Eにグループ分けされる。グループA～Dには経過措置期間が設けられており、最初の研修期間が始まる前に一定数の単位（グループA：平成21年3月末までに「14単位」以上、グループB：平成22年3月末までに「28単位」以上、グループC：平成23年3月末までに「42単位」以上及びグループD：平成24年3月末までに「56単位」以上）を受講しなければならない。

必要単位数は、一研修期間（5年間）で70単位であり、その内訳は倫理研修10単位と業務研修60単位である。業務研修の中には、その重要性に応じて会長が指定する必修科目がある。この必修科目は必要単位数を満たしていても全員（免

除者除く）が受講しなければならない、具体的な科目としては、法律改正、条約の改正や知的財産施策等の重要性の高いものがあげられる。

必修科目の単位数は、1年に4～5単位程度、5年間で20単位程度を想定しており、必修科目については、研修期間とは別に、それぞれ科目毎の受講期間が設けられており、この受講期間としては、eラーニング配信後のおおむね2年程度の期間を目安としている。

単位については、研修時間1時間につき1単位が与えられ、30分以上は0.5単位となる。なお、単位の繰越は認められない。

(2) 研修方法

研修方法として、集合研修とeラーニング研修がある。

まず、集合研修は、日本弁理士会（支部、附属機関、委員会等含む。）主催・共催の研修で、eラーニング以外の研修をいい、厳格な出欠管理（中座、早退、15分以上の遅刻は受講が認められない。）が要求されている。

eラーニング研修は、「弁理士義務研修支援システム」から、ID、パスワードを入力してログインして受講することができ、このeラーニング研修では途中で設問が用意されており、所定の正解率を満たさないと先に進めないようになっている。そして、最後まで視聴して、受講したことになる。

なお、「外部機関研修」、「講師活動」、「著作執筆活動」も単位とみなされる場合がある。

(3) 研修種類

研修の種類としては、倫理研修と義務研修がある。

まず、倫理研修では、eラーニング研修で5単位を受講した後、集合研修で5単位受講する必要がある。

倫理集合研修は、25名程度の討論形式で行なわれ、原則、研修期間（経過措置期間）の最後の年に受講することになる。ただし、支部単位での開催や、海外・出産等で受講が難しいような場合は別の扱いをされることもある。

業務研修は、知的財産に関する研修や資質向上を図る研修で、集合研修、eラーニング研修のどちらで受講してもよい。そして、重要度に応じて、上述した必修科目が設定される。

(4) 外部機関研修

外部機関研修とは、認定外部機関が実施する認定された研修をいい、これを受講した場合、受講後3ヶ月以内に受講の申請の必要がある。

(5) 講師活動

知的財産関連の研修講師活動をした場合、単位として認められる。講師活動として認められる事例としては、例えば日本弁理士会主催・共催の研修の講師、大学等の学校の講師やその他、外部機関の講師（認定外部機関に限らない。）の活動がある。

(6) 著作執筆活動

知的財産関連の著作執筆活動をした場合も単位として認められる。公表後3ヶ月以内に申請する必要がある。

(7) その他

能力担保研修を修了した場合、外部機関研修として10単位が認められる。

また、弁護士は申請により10単位受講したものとみなされる。

さらに、所要の事由により、軽減・免除が認められる場合がある。

3. 継続研修の実施計画及び状況

(1) 倫理研修

本年度はAグループの会員が来年3月末まで

に倫理研修を受けることになっているが、本年度当初に対象会員に倫理研修受講希望日のアンケートをとり、なるべく希望にそえるよう、倫理研修日程を組んでいる。

倫理集合研修は、東京、大阪及び名古屋を中心に全40回以上の開催を予定しており、1クラス25名程度で、希望が多い回（開催日）においては2クラス同時開催とすることになっている。また支部からの要望に応じて、支部単位でも開催する。本年6月から平成21年2月末までに1,300名程度の受講機会を設け、残る3月にも数回を開催する。

倫理集合研修を行なうに際しては、1クラス約25名程度を5～6名ずつ5グループを形成する。5～7問を出題し、各グループにおいて討論を行ない、その成果を発表する形での研修を行なう。1クラスに講師1名が担当する。

また、倫理のeラーニングは既に配信中で、2,500名を超す会員が視聴済である。また、倫理のeラーニングの内容を上映する機会も東京、大阪、名古屋あわせて20回程度設けている。

(2) 業務研修

①必修科目

現在のところ、「平成20年度特許法の改正について」と「不正競争防止法の改正について」が必修科目として指定されており、集合研修、ビデオ上映研修、eラーニング研修のいずれにも対応できるようにしている。

②選択科目

まず、会内で行なう集合研修がある。これは、日本弁理士会研修所をはじめ、中央知的財産研究所、国際活動センター、知的財産価値評価推進センター等が主催し開催する研修で、弁理士全般を対象とする。また支部単位でも研修会を実施する予定である。

この研修の内容としては、弁理士の専権に関するもの、外国関係、先端イノベーションに関するもの、民法・民事訴訟法に関する基礎研修（東京・大阪 10回シリーズ）、民法・民事訴訟法に関する特別基礎研修（東京・大阪 5回シリーズ）、審決取消訴訟等がある。

能力担保研修を終了すると、外部機関研修として10単位が認められるが、この能力担保研修では、東京、大阪において、民事訴訟に関する実務的な内容を中心に、1コマ90分の講義及び演習を30コマ、合計45時間の研修を実施する。講義及び演習全般を通して訴訟行為を行なう際の前提となる要件事実、立証等の知識を修得させる。

さらに、付記弁理士を対象とする研修があるが、この研修では講義と演習が用意されている。

また、一般人の参加が可能な研修もある。すなわち、一般及び弁理士を対象とした、例えば、「企業の知財力強化 ～プロフェッショナルが語る！ 知財戦略の理論と実践～（大阪）」、「企業のブランド戦略（京都）」、「人と地球に優しい省エネ・快適エアコンの技術と特許（滋賀県大津市）」などのセミナーを開催する。

日本弁理士会知財ビジネスアカデミーが主催する研修も用意されている。

この研修では、コンサルティング、交渉、マネジメント等の弁理士業務の幅を広げるための講座

を、東京25講座、大阪5講座の合計30講座を開催する。各講座とも定員は20名程度で実施する。eラーニング研修では、産業財産権法、外国関係法、周辺法、先端技術等について80以上のコンテンツを配信する。

また本年度は、会員研修や先端イノベーション研修等の集合研修を収録したものを10本程度、eラーニング専用コンテンツを40本程度の、都合50本程度を新たに作成する予定である。

認定外部機関が行なう集合研修も単位として認定されるが、現在多岐に亘る外部機関が認定外部機関としての認定を申請中である。

4. 最後に

まだ、継続研修は始まったばかりであるが、この継続研修は法定の研修であり、原則全会員が受講しなければならない研修であることを再度会員の皆様には認識していただくことを切に望む次第である。